

議案第 九 号

三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例の一部改正に

次のとおり三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例の一部を改正することについて、

決を求める。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) **穿九十六条第** 一項の規定により、 本議会の義

昭和五十七年三月十日

町 長 松

朝

村

喬

成

昭和五拾七年各月廿日 原案可決

一朝町議会議長名越典由

三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例の一部を改正

する条例

三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例(昭和五十年三朝町条例第二十七号)の

部を次のように改正する。

第九条中「三万七千円」を「三万九千円」に改める。

第十条第一項中「二千九百円」を「三千円」に改める。

則

この条例は、 昭和五十七年四月一日から施行する。